

第10回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年4月27日（金） 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1 番 橋 場 和 幸

2 番 嵯 峨 弘 巳

3 番 白 川 英 之

4 番 谷 口 正 明

5 番 白 川 俊 明

6 番 百 々 栄 二

7 番 村 越 敏 春

8 番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第 1 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約について

日程第 7 議案第 1 号 土地の現況証明願について

日程第 8 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程第 1 0 議案第 4 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

日程第 1 1 議案第 5 号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第 1 2 議案第 6 号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について

日程第 1 3 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第10回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ12名の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

今年は少し早いのではないかと言われていた桜前線も、一昨日ようやく函館、松前が開花したとの報道がされておりますが、我が町では肥料散布やスラリー散布等が行われているとお聞きしておりますけれども、そのように大変お忙しい中での第10回総会に委員皆さまの御出席をいただきまして大変ありがとうございます。また、農政部会に皆さまにおかれましては、9時半からの会議に引き続いての総会ですけれども、このあともよろしく願いいたします。

さて、今回の総会では4月1日付で発令された人事で中田局長は初めての総会ですが、局長としての活躍に期待いたします。また、長島君におかれましては初めての総会ということで、会議の流れ等を早く理解していただき、浜中町農業の発展のために活躍していただきたいと思っております。

それから、〇〇委員ですけれども、この〇〇日に再入院いたしました。当分の間治療に専念したいということですので、本日はお休みいたします。1日も早い回復を願いたいと思っております。

さて、今回は報告が1件と付議案件が6件の提案をしておりますので、慎重な審議をよろしくお願いいたします。さらに総会終了後には、農地法、農業経営基盤強化促進法についての研修も予定しておりますので、そちらの方もよろしくお願いいたします。

本日は大変御苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、5番白川俊明委員、6番百々委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号農地法第18条の規定による合意解約についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第1号農地法第18条の規定による合意解約について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項及び第2項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」と規定されており、同条第6項の規定では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」とされております。

本案は、4件の届出でございますが、整理番号1は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、同住所の〇〇〇〇氏に使用貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇〇線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっております。

したが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。この度の解約は、〇〇〇〇氏の営農中止に伴うもので、このことにより〇〇〇〇〇氏の経営移譲年金が支給停止となるため、来月以降、新たに別の者に賃貸借を設定し、年金受給が継続できるよう現在手続を進めております。土地の詳細につきましては、議案書3ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思ひます。

次に、整理番号2は、茶内西〇〇線〇〇番地、〇〇 〇氏が、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏に賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

次に、整理番号3は、同じく〇〇 〇氏が、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇 〇〇〇〇氏に賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。この度の解約は、〇〇〇〇氏の営農中止に伴い、近隣農家の方々で協議を行い、新たに賃貸借設定の準備を進めているところでございますが、土地の詳細につきましては、議案書6ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思ひます。

次に、整理番号4は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は円朱別西〇線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。この度の解約は、かねてより就農を予定しておりました〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、営農開始の準備が整ったことにより、研修牧場との賃貸借契約を解除しようとするものですが、土地の詳細につきましては、議案書8ページ及び議案関係資料3ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思ひます。

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしくお願ひいたします。

議

長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第1号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号4の質疑を行います。○番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号4を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり承認されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第7 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。まず、浜農委30-1号について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委30-2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委30-3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委30-4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委30-1号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委30-1号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委30-2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委30-2号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委30-3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委30-3号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委30-4号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委30-4号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びそ
の内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、
又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を

設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、賃貸借による権利の設定2件に伴う許可申請でございますが、整理番号1は、榊町〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内旭〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号2は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内旭〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては引き続き私の方から説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
整理番号1と2について、6番百々委員、お願いします。

百々委員

本案につきましては〇月〇〇日に現地調査を行いました。対象地周辺には他の農家の農地はほとんど隣接しておらず、賃貸借契約を設定しても何ら影響はないと思われまます。また、〇〇さんにおかれましては、〇〇〇〇時代に農作業全般にわたって従事されておりましたので、農地のすべてを効率的に利用できると思われまますので、許可することに問題はないと考えまます。
以上です。

議 長

ありがとうございました。
それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があつ

たときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は1件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇で、経営規模拡大により農作業機を収納する〇〇〇〇を建設するもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇、〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。現地調査につきましては、農地部会の方々により〇月〇〇日に実施し、転用はやむを得ないものとするのご判断をいただいておりますが、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第4号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては引き続き私の方から説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各 調 査 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、1点目の法人形態要件として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、2点目の事業要件として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であるか、3点目の構成員・議決権要件として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、4点目の役員要件として、役員の過半が年間150日以上事業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は2件の報告でございますが、整理番号1は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇、整理番号2は、霧多布西4条〇丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇でございますが、いずれも別記様式 農地所有適格法人要件確認書に記載のとおり、法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、役員要件の全ての要件を満たしているものと思われまますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては引き続き私の方から説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

(詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。
まず、整理番号1について質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第5号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容

を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの売渡2件と賃貸借の設定1件による農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の権利を移転する者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は浜中〇線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を熊牛西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。

次に、整理番号2の権利を移転する者は、同じく〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は浜中西〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を浜中西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。

次に、整理番号3の権利の設定をする者は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は円朱別西〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による利用権の設定を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては引き続き私の方から説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第3号の審議に入りますが、本案については、整理番号1から3で〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

6番百々委員。

百 々 委 員 ○○○○の○○さんという方はどのような方なのでしょうか。

農 政 係 長 この方は現在○○○○○○○○○○の従業員の方でして、その方が○○○○の開設とともに代表取締役になられると聞いております。○○○○の年間従事日数が160日となっておりますので、○○○○と○○○○○○の両方の仕事をしていくと伺っております。

議 長 他に質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第12 議案第6号浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第6号浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本案については、平成30年4月12日付けで「浜中町農業振興地域整備計画書の変更について」、浜中町長より意見照会があったものですが、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められており、同法施行規則第3条の2の規定において、「市町村が農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとする。」とされております。

今回の変更は、農家住宅の建設2件に係る農用地区域からの除外を行おうとするもので、先ほど御説明いたしました「経済事情の変動その他の推移」による計画書の変更でございますが、整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否か

の協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、引き続き私の方から説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第6号の審議に入りますが、本案については、〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり適正であると判断することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり適正であると判断し、その旨を記載した回答書を町長に送付することに決定いたしました。

(〇〇委員入室、着席)

日程第13 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、5月28日、月曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、5月28日、月曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、5月28日、月曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第10回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時35分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 5番 白川 俊明

浜中町農業委員会 6番 百々 栄二

農地法第3条調査書

調査日：平成30年 4月20日

第10回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1（賃借権設定）

貸付人	○ ○ ○ ○	借受人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	百々委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借受人は個人であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超える。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成30年 4月20日

第10回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号2（賃借権設定）

貸付人	○ ○ ○ ○ ○	借受人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	百々委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借受人は個人であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積（2ha）を超える。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 10 回浜中町農業委員会総会
議案第 4 号 整理番号 1 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 10 回浜中町農業委員会総会
議案第 4 号 整理番号 2 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分 (所有権) のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 10 回浜中町農業委員会総会
議案第 4 号 整理番号 3 (賃貸借設定)

借受人	○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○	貸付人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由			適 合
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			—
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			する
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			—
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			—